

同治中興考

大谷敏夫

はじめに

同治中興とは清末における同治帝の統治時期（一八六二—七四）に、十五年に亘る太平天国の乱が終息し、その一方では乱中に発生した第二次阿片戦争敗北による天津・北京条約が締結されたことによって、清朝が内外とも一時的に平穏となつて中興が実現したことを言つている。この期は対外的には協調路線を取り、欧米の進んだ軍事・産業技術を導入して近代企業を設立し、自強を図る一方では、太平天国や捻軍によってこわされた地域の復興を推進することが課題となつてゐた。その為には、正統儒学を尊崇して、思想的にも体制の強化を図ることが目標とされた。これが所謂「中体西用論」であるが、

当初は中体を強調する清議派が政界の中枢におり、洋務論はあくまでそれを補完する程度にしか考えられていないかった。この時期内治が外政に優先する考え方は、依然として主流であった。

この時期をどのように把握するかということはその後の清朝の内治・外交を検証する上で重要である。ところがこの時期の研究は、漢人官僚が推進した欧米の軍事・産業技術の導入と近代企業の設立といった洋務面に集中している。この同じ漢人官僚が内政改革をどのように推進したかという研究は意外に少ない。その理由として考えられるのは、これ等漢人官僚が太平天国の乱を鎮圧したことから反革命派として位置づけられてきたことに遠因がある。しかし彼等は太平天国との対決の中で地域の復興を図つたのであり、そこでの政策がその後の内政改革の基本となつたものもある。この内政改革の目的は民生の安定であり、それには吏治の肅清を進めることであった。この小論はこの内政改革の課題とされていたものを取りあげ、この時代の実情を検証しようと思うものである。

一 同治中興期の内政

同治中興十三年間の行政を検証する前提として、まずこの時期の内政を枢廷の対応から見ることにする。その理由はその対応の中に内政問題がいかに処理されていたか輪郭がわかるからである。同治中興の始まりは、一八六〇（咸豐十年）咸豐帝が英仏連合軍による北京進撃のため熱河にのがれ、北京に残留していた恭親王奕訢が同年九月英仏と北京条約を結んだ時点からである。同年十二月には總理各國通商事務衙門が設立され、恭親王はその責任者となって外交事務を処理するようになる。翌年七月咸豐帝が熱河で崩ずると、幼帝同治帝を囲む肅順・載垣・端華等の一派と恭親王派とに分裂し、主導権争いが起るが、同治帝の生母西太后は、恭親王を議政王大臣・軍機処行走とし、その協力のもとに、肅順一派を倒し、東太后と共に垂廉政治を始めた。

この状態は同治帝が親政を始める同治十二年まで続くのである。当初恭親王は議政王大臣・軍機処行走として、垂廉政治を支える第一人者であったが、同治四年三月、突如議政権を削奪されるようになる。その直接の動機は

西太后の宦官である太監安得海の嫉妬であったが、これを契機に醇郡王奕譞等が奏諫した為であった。この同治政局の火つけ役となつた上疏をしたのは、編修蔡壽祺であつた。これを上司に当る内閣大学士倭仁、周祖培が合して訊問し、この上疏は因なきものとして恭親王は懲諭に当るとし、その旨を西太后に伝え、その結果罷斥されることになったのである。

ところがこの蔡の上疏の中に薛煥と劉蓉の行贿夤縁が指摘されていた。それによると劉蓉は重賞を挟みて内に重任を膺け、夤縁を善くして外は封疆に任せられているとのことであった。劉蓉は曾国藩と同郷の出身であり、書生から湘軍に入り、破格の昇任によってこの当時陝西巡撫の職にあつた。⁽⁵⁾ この昇任については、同治元年に蔣稀齡によつて名器を慎むとして指摘されていた。

その時は劉蓉が四川省綿州の太平軍の囲いをといたという功績で知府から布政使に昇任した点がとりあげられていた。これは推薦者四川總督駱秉章のとりなしもあり、容認されていた。

ところで蔡壽祺の劉蓉參劾については、倭仁等は調査の結果、語に過当多く、敬慎に乖く有るとの行政処分としたが、陝西巡撫の職は留任とした。その一方で蔡壽祺

については、駱秉章の上奏によると、四川省時に招搖の各款があり、その中で擅^{(はし)ま}に郷勇を調し、匪目を收招するに及ぶとの罪状があるとのことで、官職を削奪され、杖八十に処せられることになった。⁽⁷⁾この一連の経緯の中で倭仁⁽⁸⁾のとった処置である。劉蓉は蔡から罪を摘発された際に、同郷の曾国藩に手紙を書き助けを求めている。曾国藩はその返書の中で

陳蔡の隣⁽⁹⁾ 来書指する所、敝處も亦略^(は)聞する所所有り。大約義理の学を講じて崇高の位に居れば、則ち読書、知人、曉事の三者は一を缺くも不可なり。某公読書本より僕なり。而して又人を知らず、事に曉ならず、流弊一たび此に至る。吾輩も亦頗る清望を負ふも、尤も此三者に於て猛省し、而して之を精求せざる能はず。

とのべ、自らの反省もこめて蔡の上司倭仁にも読書だけでなく人を知ることと事に曉かなことを求めている。その上で恐らく曾は倭仁⁽¹⁰⁾に対し劉の人物を保障し、罪の輕減を要請したと思われる。

倭仁⁽¹¹⁾は同治元年同治帝の老師となり、正学を尊崇する清議派の中心人物でもあった。又同年戶部尚書になり全國の財政を掌管することになった。倭仁⁽¹²⁾は曾国藩と共に、湖南出身の朱子学者、唐鑑の教えを受けたこともあり、

曾国藩とも親交が深かつた。⁽¹⁰⁾曾国藩は同治元年、兩江總督、協辦大學士として四省軍務を統轄すると共に、中央行政にも參画する権限を有するようになった。倭仁⁽¹¹⁾と曾国藩は行政面でも親密な関係を保持し、曾国藩の要請を受けて、江浙七府一州の漕糧賦税の減免を行つた。蔡の奏諫の際に両者が歩み寄つて難局をのりこえたのも、このような関係があつたからである。

同治四年の政局をまとめるに、西太后が專權を強化すると共に、恭親王の政府部内での権限は後退し、醇郡王の発言権が増加する。倭仁⁽¹²⁾等の清議派を重用して思想面、行政面での体制維持を図る。対外政策では恭親王を代表として曾国藩・李鴻章等の洋務に関心を有する官僚に当らせる事になる。又曾・李に対しても、太平天国鎮圧後も残存する捻軍鎮圧にも関与させている。⁽¹²⁾捻軍は咸豐三年から同治七年にかけて、淮北地方を中心として反乱をくりかえしていた。この鎮圧に当つたのが主に曾国藩輩下の湘軍と李鴻章輩下の淮軍である。これ等湘軍・淮軍の基盤となつたのは郷村に組織された團練であった。一方捻軍は郷村における没落農民の内で秘密結社に組織されたものであるが、太平天国のような宗教的性格はなくむしろ游侠的性格をもつていたと思われる。又捻軍と

規を一にして反乱を起した苗沛霖のような土豪的性格をもつた人物もいた。これ等人物の中には官の招撫があると、それを受けいれる者もおり流動的な面もあつた。

同治五年恭親王は京師同文館に天文算学館を添設することを奏請し、大学士倭仁によって反論される。⁽¹⁴⁾ 京師同文館は同治元年總理衙門の付属機關として創設されたものであり、洋書を翻訳することを目的としていた。この同文館に夷人を延聘して天文算学を教習させようとしたのであるが、倭仁は

天文算学、益を為すこと甚だ微なり。西人の正途を教習するは、損する所甚だ大なり。……立國の道、礼義を尚び、権謀を尚ばず。根本の圖は、人心に在りて技芸に在らず。⁽¹⁵⁾

とのべ、正学を尊崇する立場から反対する。當時倭仁と同列の祁寗藻、周祖培等が相ついで死亡し、倭が第一人者となつていた。この倭仁の反対論に対し曾國藩、李鴻章等は、局外の議論でもつて局中の事機を決するものであると贊同していない。⁽¹⁶⁾ 清廷では倭仁を總理衙門の同文館事を管理するように命ずるが、疾をもつて辞退する。その一方で曾國藩、李鴻章は一層外国の軍事、産業技術導入の必要性を痛感し、同年曾は金陵書局を創立し、翌同治六年には李鴻章は金陵機器局を設立する。同

同治元年、前任順天府尹の蔣琦齡が中興十二策を上奏

二 同治初期の中興策

治七年になると曾国藩は武英殿大学士、直隸總督に調任され、李鴻章は協弁大学士、湖廣總督になる。同治九年天津教案が発生すると、郡王奕譞、倭仁、曾國藩等は基本的に洋人を追放する策を実施する。⁽¹⁷⁾ この間刺殺された兩江總督馬新胎に代つて曾国藩がその任に復帰し、李鴻章が直隸總督に調任する。同治十年、倭仁が病死し、十一年には曾國藩も病死して、ここに李鴻章が漢人官僚の第一人者となる。李はこの年上海に輪船招商局を設け、官督民弁の企業の設立に尽力する。一方同年奕譞は、醇親王となり、名実共に宮廷内の第一人者となる。それと共に、醇親王の子載湉が同治の後継者となり、同治の死後、兩宮皇太后の垂廉政治が復活する。恭親王は郡王に降下され親王世襲権を革去される。以上が同治十三年間の枢廷の動静である。同治中興は当初枢廷が臣僚に自由に意見を具申させ、内政の諸問題を蒐集する事から始めた。ここから当初提示された問題はこの期間何度も取りあげられたものもある。

する。⁽¹⁸⁾ それは去年十月の上諭に、中外臣工の奏事の責める者に対して用人行政の一切の事宜において事実に基づいて直陳せよとの諭旨を受けての事であつた。去年十月とは西太后・恭親王一派が肅順一派を打倒して、同治帝を即位させた後である。ここに新政府は行政の刷新を図るために広く内外の官僚に意見を求めたのである。これに応じてまず上奏したのが蔣であった。蔣は古より国家の安危治乱は、言路の通が塞がれたかどうかにあるとし、この上諭に感動する。そして先年の北京條約の締結を國の恥辱とし、卧薪嘗膽の境にあるが、且下憂うる所は敵国外患よりは内政にあるとし、^{當面}の課題として次の二策をあげている。(1)政本を^在端す、(2)粉飾を除く、(3)賢能を任ず、(4)言路を開く、(5)民隱を^{あわ}郵む、(6)吏治を整う、(7)軍実を籌る、(8)戒行を詰す、(9)名器を慎む、(10)旗僕を^{あわ}郵む、(11)頽風を挽す、(12)正學を崇ぶである。

この内(1)～(4)は専ら咸豐年間における軍機大臣穆彰阿の言論抑圧をとりあげ、政務の最高機関である軍機・内閣が言論を重視することを提示し、それを恭親王に求めている。その為には賢能の士を積極的に登用すべきだといふ。ここで祁雋藻・翁心存を枢密に襄贊させること、倭仁・李棠階を師儒に任すること、王慶雲に度支を^{つか}筦ど

らすこと、王茂陰を台垣の長に任ずることをあげている。祁雋藻は道光年間より軍機大臣であり、穆彰阿と対立していたが、同治元年大学士・礼部尚書に任せられる。翁心存は咸豐年間戸部尚書になったが、載垣・肅順等と対立し一時辞職していたが、同治元年工部尚書に復職した。この兩人共、倭仁・李棠階と共に師儒に任せられる。蔣は(12)で康熙の程朱の学を尊重した氣風を取りあげ、今ではよき宋学者である倭仁・李棠階にそれを普及させる責務をもたせることを提案する。⁽¹⁹⁾

三 津貼、抽釐、勸捐

次に蔣の中興策における民隱を郵むの問題である。民隱とは人民の苦しみを言うが、その民隱としてあげたものは津貼、捐納、釐金である。津貼とは地方の役所で在來の経費の不足分を補足する為に民から臨時税を徴収したものであり、當時四川だけで行なわれていたといわれていたが、按糧加派ということでは、各省にも津貼と異ならないものがあった。また抽釐とは国内通行の貨物に對して各省の交通の要所で特別税を徴収することであつたが、これは太平天国の乱発生後の咸豐三年に雷以誠の

上奏で実施され、江蘇から浙江、福建、江西、湖北、廣西へと全国的に拡大していったものである。勧捐とは民に名目的に官職を与えることを条件として、金錢や穀物の寄付を勧めることをいうが、これは半ば強制的なものになっていた。⁽²⁰⁾ 蔣はこれ等の徵収こそ良民を賊においやる悪政であると指摘する。ここからその不正徵収を遂行する不肖の官吏こそ糾弾されるべきだという。ところがこの不肖の官吏を監督する責任のある督撫が贈物を受け取り、その多寡によって官吏の功績としての優劣をきめたりするから不正はなくならないという。

本朝家法、愛民を以て本と為す。度支拙なりと雖も、加賦を肯めず。然れども津貼加派の如きを見るに、亦即ち加賦の別名なり。勧捐・抽釐は加賦に非らずと雖も、而して害更に加賦より甚だし。蓋し加賦は糧畝に根し、猶お定額有り。捐勸全く依據なれば、意を以て為す可し。抽釐の貨物、具は目前に在り、侵呑限有り。勧捐の産業、人に由り指報す。弊混窮り無し。三者之れ均しく苛政なるも、勧捐尤も最虐為り。之を勧めて従はざれば、則ち脅するに威を以てす。之を脅して遂げざれば、則ち陥いるるに法を以てす。甚しきは或いは誣ふるに通賊を以てし、授意計告し、淹禁桎梏す。紳宦士類、區別する所無く、摧辱折磨し、必ず欲する所を遂げて、而る後に已む

と雖も、究竟焦爛の餘り、獲る所幾何ぞ。之を以て軍を助くるに、太倉の一粒に類する有り。而して民生重困し、言ふに忍びざる所にして、富民転つて窮民と為り、窮民去つて而して盜と為る」⁽²¹⁾

とあり、津貼・抽釐に比べて、勧捐がより民を苦しめている実態を指摘している。ここから蔣はこれらを遽に罷めることはできなくとも、それを竭沢の漁と為してはならないこと、その為には委員を慎選して胥吏を約束し、程度が過ぎないようにしてあるという。ここから胡林翼が立法の始めは過嚴を免れなかつたが、既定の後に亦寛にした実例をあげて、すぐ補偏救弊の術に取り組むことを提案する。

即ち津貼・勧捐・抽釐について、一を用いて二を停め、同時並舉することをなくすこと、勧捐は上富・次富を分ち、上から次へと勧めていくこと、抽釐は總卡・分卡のうち總持して分を撤し、總急を視て寛嚴を為し、時勢を量りて操縱をなすことであるという。

この蔣の策について上論は、

奏する所、自ら実在の情形に係る。前に軍餉浩繁り因り、度支未だ裕かならず。民力を借資し、自ら当に閭閻を体恤するの意を存すべし。乃ち官吏奉行善からず。釐卡繁瑣、且つ侵

漁多し。民何ぞ此れに堪へん。大學士に著して該部と会同し、
応に如何に酌示限制し、軍餉をして缺無からしめ、民困稍
蘇よみがへせしむる處は、即ち著して悉心妥議具奏せよ。

とすぐ該部に検討を命じて。その結果、按糧津貼に
關しては、四川・山東を除く他の各省で私自徵収する者
に対し、該管の道府が一併に治罪し、勸捐濟餉につい
ては上富・次富に分ち、温飽（衣食に不自由がない）の戸
にも捐輸を庸いなく、各省抽釐についても、督撫をして
分別撤留、造冊報部させ、勒限嚴催することを請はせて
いる。

しかし現実には太平天国の乱もまだ鎮定されず、その
上捻軍の横行のきざしも生じており、軍餉をまかなう為
に設立されたこれ等の臨時付加税を一律に廃止すること
は容易でなかった。しかしこれ等の付加税が民生を圧迫
し、それが賊を生み出す原因となつてるのであれば、
何等かの対策が緊急の課題となつていて。しかしこれ等
が早急に改善されたわけではない。津貼に關して、同治
八年 河南道監察御史 王望は

溯るに雍正年間耗羨歸公して自り、各官に養廉銀を分給し、
官の大小を視て多寡と為す。歷年既に久しく、時勢屢更かわり、
今日に至りて、而して道府州縣の養廉、公用繁多に因り、往

往として藩署の為に扣盡す。是に於て道府は州縣に借資せざ
るを得ず。之を津貼と謂う。州縣費用尤も繁なれば、則ち錢
糧正額を徵収する外に於て、亦另に所謂津貼有り。此れ皆な
人の共知する所にして、相沿つこと已に久し。第未だ著して明文と為さず。是に於て紳民の狡黠なる者、藉りて以て州縣
を挾制し、州縣の機變なる者、藉りて以て上司を挾制す。故
に紳民犯科、州縣敢て詰せず。州縣營私、上司敢て詰せず。
上下相蒙りて、各彌縫徇の計を為し、而して吏治遂に問ふ
可からざるに至る。〔24〕

とあり、津貼は養廉銀の支給より始まったことと、これ
が悪用されている実態につきのべて。そこで王の策
は
夫れ此項の津貼、既に必ず無き能はざるに屬すれば、惟予う
るに以て限制あり。……道府州縣缺分の繁簡を視て、定め
て津貼數目と為し、務めて辦公をして與に自給せしむ。均し
く資する所用れば、所謂民を恤むは、必ず先に吏を恤む也。
額既に定まりて而して仍額外に需索する者有れば、贓を以て
論じ、重く之を懲す。此の如くすれば、則ち州縣は上司を挾
制する能はず。紳民も亦州縣を挾制する能はず。積弊既に除
かれ、地方官は乃ち各其職を擧げ、盡心教養、以て民生を安
じ、而して國本を培うを得。〔25〕

とあり、津貼は限制して与え、額外に需索する者に対し
て重く懲らすというものである。しかもこれを法令化す
るというのであるから津貼についてはかなり効果があつ
たのではないかと思われる。抽釐については、同治十二
年 山東道監察御史 吳鴻恩が

我朝定制、永遠に民に加賦するを許さず。後軍務繁興、餉需
告費に因り、勸捐を議し、津貼を議し、抽釐を議す。⁽²⁶⁾ 民間の
受累知らざるに非ず、但事万已むを得ざるに出づ。⁽²⁷⁾
と蒋同様、勸捐、津貼、抽釐が民を苦しめているもので
あるが、軍費捻出上やむを得なかつたという。しかし今
では軍務も漸く平かになり、兵勇も陸続として裁撤して
いるので、すぐこれ等を停止することはできなくとも減
らすことはできるという。それを阻む要因として候補人
員が釐局での差使をさがし求めるし、地方紳士も釐局に
よつて身を落ち着かせるし、或いは弁公に假りて暗に自
分の物にするし、或いは巨款を提示してあまねく贈物をし
て個人的交際をし、釐捐一項を見て、幾んど室中の蓄積
と為し、吾に任せて取りたづさえ、それがつくることの
ない勢となつてゐると指摘する。そこでその対策として、
毎年收支の釐金数目を將つて、按省覈査し、応援の数を統計
し、応徵の数を酌量し、祇減らすを議すを准し、増すを議す

を准さず。……抽釐貨物の款目を臚列し、刊刻頒發、商民を
して共見共聞せしめ、以て吏胥の中従り舞弊するを免る。
……如し仍前格外に接剔・冒銷・中飽の員有りて、人の告告
糾參を被れば、即ちに從重治罪を行い、上司の徇庇縱容は、
一併に嚴に議處を加ふ。⁽²⁷⁾

と進言する。ここにみられるように抽釐に關しても抑制
論であり、全面的な禁止に至らなかつた。ところでこれ
らの議論の過程で、外官の養廉・陋規がその対象として
取りあげられてゐたので、この点について検討しよう。

四 養廉・陋規

清代地方官が定額以外の税糧を徵収することを浮収と
言ふが、それが慣例化したのは、地方官の俸祿では公費
のみならず幕友の束脩等々の支出をまかなかうことができ
なかつたことに要因がある。そこでこれまで付加税とし
て私的に徵収していた陋規のうち必要経費として国家が
容認し、これを養廉銀と称して公認した。⁽²⁸⁾ この制度は雍
正朝に始まつたものである。しかしこれによつて陋規は
全くなくなつたわけではない。蒋はこの点について頗る
を挽すという策の中で、昨今の風潮として俸給の少ない

京員よりも俸給以外の収入のある外員を求める傾向がある理由として陋規を取りあげている。⁽²⁹⁾ すなわち陋規の大端は、州県の徵収錢糧・平餘折色で民より浮収したものである。上司も亦節壽を以て名と為し、道府は州県から、院司は道府から取り立てている。その原因を考えると耗羨歸公により養廉銀を支給したことにある。これによつて大員は事簡にして廉厚く、道府以下は事愈よ多くして廉愈よ少くなつた。州県では廉多き者でも千数万両に過ぎず、少ない者は五六百両であり、州県が一幕友を延するに数万金かかり、衝劇（多忙）の地では歳入の廉は歳出の十分の一にも匹敵することができなくなつてゐた。これは承平の時であつて、捐攤の款が日々増加していく州県にあつては、養廉は何にもならないことになる。こ

こから

宜しく有名無実の養廉を罷むべし。而して督撫以下をして、各々其の陋規の数を上らせ、而して其の去留を斟酌、以て弁公自給に足らしめ、多き者は之を裁免し、隠匿する者を之を罪にす。著して令と為す。而して仍お多く取る者は職を以て論じ、重ねて之を治す。⁽³⁰⁾

と要請する。これに対し上諭には

我朝臣工を優礼するに、俸祿の外に於いて、復た養廉を給し、

顧りみるに思義を名とす。豈に宜しく裁撤すべんや。即ち捐攤減折せしむるも、究むるに有は無きに勝るに属す。陋規を清査し、以て辦公に資するに至りては、皇祖宣宗成皇帝（道光帝）御極初年に、英和の請に因り、諭して督撫等をして査覈辦理せしむ……該府尹の奏する所、殊に政体に礙け有るに於いて、断じて行ふ可からず。

と却下されている。これは雍正朝より開始された養廉銀制の遵守と陋規の清査を根本方針としてそれ以上の改革を望まなかつたことを意味するが、この養廉にまつわる不正収入や辦公を名とした陋規の問題が解決したわけではなく、それは先送りされたのである。寧ろ養廉については、その見直しを求める上奏があつた。同治八年江蘇巡撫丁日昌は、廉俸は加増すべきであるという。

外官以て其の廉を養ふに足らざれば、則ち上司之を下属に取らざる能はず。下属之を百姓に取らざる能はず。上下相漁り、以て利蔽と為す。是非之に由り明らかならず、舉措之に由り公ならず。侵呑至る所、倉庫の盈者虚しくす可し。培克及ぶ所、百姓之富者貧しくす可し。其の終りを極むるに、禍乱の相尋を致すに足る。其の始めを原めるに、則ち支用の給せざるに由る。……蓋し必ず其の心に内顧の憂無からしめ、然る後其の身能く國家の用を為す。且つ京外官同に努力

して公に従ふに係る。何を以てか京官廉俸、外官十分の一に及ばず。厚薄懸殊、必ず外重内輕の漸を馴致す。臣愚以為えらく、今日人心を正さんと欲すれば、吏治を澄す。當に各官の廉俸を加ふる自り始むべし。⁽³²⁾

とあり、まず養廉銀の十分な支給と、その上にたって、あらゆる陋規をもつて全て公に充てることを進言してい

る。同治十二年、福建巡撫の王凱泰は、俸廉を復して以て官常を勵すという項目の中で、

各省文職養廉に至りては、錢糧耗羨を支するに係る。査する

に同治八年間、戸部は前江蘇巡撫臣丁日昌の條陳を議覆せる一摺に、内に開すらく、廉俸復額、必ず各省錢糧耗羨の徵収足数を須つて、始めて抵放す可く、應に各督撫をして、各該省毎年收支数目に就きて、詳細に酌覈、徵数は能く増すべきか否か、放款は能く加成すべきか否やを將つて、實に據り奏覆せよ等の語あり。⁽³³⁾

とあり、丁日昌の上奏は戸部の議覆によつて各省督撫に検討を命じてゐる。王凱泰は

見年徵数を覈計するに、本省公費、支抵尙お廟有るに属す。

督撫藩臬養廉較や厚く、議を庸いる無きを除くの外、其れ道府以下の各員は、額に照して全支す可きに似たり。⁽³⁴⁾ ……

とあり、道府以下の各員に対する廉俸復額の妥当性を進

言している。以上廉俸の問題は、當時の外重内輕の原因にもなつてゐるので、その是正を進言する意見が続出した。また養廉・陋規が外官の役得となつており、それが浮収の問題と関連し、民生を圧迫することにもなつていたので、ここに外官の吏治肅正が論じられることになる。

五 吏治、用人

蔣は「吏治を整する」という項目を設け、ここで用人において正途を用うべきであるといふ。そして正途を妨げる者として捐納と軍功をあげてゐる。まず捐納について、それが吏治を害していることがわかつていても朝廷が停止できなくなつてゐる状況について

近日吏部選法、正途人員、幾んど到班の日無し。此れ部臣、捐生を鼓舞せんと欲し、度支有るを知りて、吏治有るを知らず。此れ猶お経費迫る所の為にして、而して然る也。督撫の正途を厭惡し、捐納を任用するが若きは、則ち盡くは捐生を鼓舞する為ならずして、而して然る也。南省兵に苦しむは軍功の員、較や多きなり。北方安靖するは、捐納の勢尤も盛なり。

と捐生が多い理由を吏部選法に求めている。それと共に北方では捐納が盛んだが、南省では軍職の員が多くなっていることも指摘する。

正途の員は田間より來り、多く寒畯かんしゅんに由り、其の見識迂陋うろく、舉止生疏、面目憎む可く、語言昧なし。……捐班、實に殷富に由り、田里自ら來る者の若きは、百に一二無し。要は皆官員の子弟にして吏胥りしよを戚友きゆうとし、依草付木、久しく衙署に居す。此れ豈に寒畯措大の比ならん哉。

とのべ、田間出身の正途よりも殷富出身の捐班が歓迎される根拠を説明する。そこでこの現状を開拓する対策として、

今之計を為すに、捐例既に停する能はず。唯だ速に廷臣をして集議酌改せしめ、選補に例を見て、各省委署章程を明定し、捐納・正途は割して兩途と為し、選補委署、各相涉らず。正途の人妥せざれば、仍正途を用い、捐班侵占する能はず。更に宜しく略先後を分つべく、稍や重輕を示す。督撫意有りて故違せば部臣科道、糾察立參す。

とのべている。この正途を疏通して以て吏治を講ずる策については、大學士祁寯藻きじんそうも上奏して吏部の変通弁理することを要請している。そこでこの蔣の上奏について今一度検討されることになり、上諭に

科名を得るを以て悔と為す者有るに至る。而して捐班軍功人員、上司毎に喜悦多し。士氣何に由りて伸を得ん。吏治何に由りて整飭せん。此れ封疆大吏の朝廷養士作人の意を仰体する能はざるに由り、顛倒謬誤、甚だしく痛恨す可し。大學士に著して該部と会同し、正途及び捐班軍功人員を將つて、再び分別變通を行い、妥議具奏せば、正途人員以つて時に及んで自效するを得、用つて人材を振興するの至意に副うに庶らん。

と蔣の策を取りあげている。ここでは科挙によって名臣碩儒がその中より多く出ていることに鑑み、その重視を命じている。ここには中興がめざす正学を尊崇して体制の建て直しを図る政策と一体化している。すなわち倭仁等清議派の論理と同一でもあるし、名教の護持をかけた曾国藩等の地方名士とも連動している。但蔣が指摘した外官が捐班を重用する理由については、その改善策はみられなかつた。すなわち捐納が外官の収入のより所となつていた点である。これについては外官の自肅を求める程度にしか対策がなかつたわけである。しかし捐班の整理を求める上奏はその後もみられた。江蘇巡撫丁曰昌は

軍興以来、捐納四たび開かる。……從前の捐輸は、餉を済すふ

為に計る。今日の捐輸は、惟に以て餉を済ふに足らざるのみならず、而して且つ餉を耗するは何ぞや。⁽⁴¹⁾

とあり、米捐など諸名目の捐輸が増え、それが書吏の費や局員の費に使われている。だからこれら冗員を変通することが肝要であるという。また同治十二年王凱泰は、丁日昌の上奏を受け、捐例を停めて吏治を肅するを條奏している。そこでは京銅局の捐項が取りあげられている。これをうけて更に

京外捐納軍功の各班の試用候補人員を將つて、缺数の多寡を観て、二三成を酌留し、其の餘は飾して回籍せしめ、聽候答取せば、仕途に人満の患無きに庶からん。⁽⁴²⁾ とあり、捐納・軍功の人員整理案をのべてている。

六 軍功と名器

次に蔣が軍功が吏治を妨げていると指摘した点である。

近日從軍の士、往往として豫め文職末員を捐して、以て保薦の地歩と為す。其の用意の深きを窺ふに、早く已に廩仕に垂涎す。夫れ武を用ひて而して文に就くを以て願と為す。官を得て而して多財を以て榮となす。⁽⁴³⁾

とのべ、武官になることは文官になる手段としか考えて

いない点を批判する。ここから原資の文武を問わず、その立てた功を問うことと、搢紳・生監でも殺賊に能ある者には帶兵の職を授けることを提案する。また「戒行を詰す」の中で

軍營保掌、盈千累百、而して誅罰百に一二無し。此れ師の成功少なき所以なり。……賞重く罰輕きは、已に用兵の道と相悖る。……賞して而して優は已むを得ずと云う可し。賞して而して濫も亦已むを得ずと云う可しこ。

とのべ、軍興中やたらに賞が多くて罰の少ない状況を批判する。これについて諭旨は、各路の統兵大臣及び各省督撫等の中には、積習相沿い、誇張し粉飾する者も亦少なからずいるので、軍營奏報は事実に基づき稍も虚あるを許さないし、それでも欺罔があつたら、察出した後重罪にすると命じたが、蔣が御史をもつて功過を稽察すると請うた所は却下している。⁽⁴⁴⁾ 又「名器を慎む」の項では、白蓮教徒の乱中に記された『平定三省方略』を例として、官職の升転には一股の賊を勦盡し、一著名の賊酋を殲することがなかつたならばあり得なかつたとのべ、それに対し太平天国の乱中における四川省縣州の團を解いただけで劉蓉が知県より布政使に超擢したのは、たとえ破格の用人と言つてもにわか過ぎると批判する。

究竟一戦の功に過ぎず。賊猶お見在す。假に已陷の城を克服せしも、両川の寇を平定するに未だ審ならず。朝廷更に何れの官を以って之を賞さん。⁽⁴⁶⁾

とのべ、白蓮教徒の乱中に同様な功績をあげた劉清の場合と比較して、余りにも優遇し過ぎるという。この項目については、剝切敷陳採択に備うるに足ると諭旨にはあるが、名指しされた劉蓉は昇進の辞退を申し出る。このことを劉蓉を推薦した總督駱秉章は上奏する。これに対し上諭は、劉蓉は湘楚の諸生で胡林翼・駱秉章の保奏で不次に超擢したのであって、各路軍營の濫保驟進する者と同じでない。その人の才能が衆を出しているので破格に錄用したのであるから、その任用は妥当であるので辞退の必要はないというのである。ここでは名器とはいずれも太平天国の乱における賞罰・人事に関するものであり、この乱の鎮圧に貢献した曾国藩や胡林翼等の督撫の進言は破格であっても認められたのである。この乱中、督撫から知県に至る地方官や在郷の郷紳が太平軍との抗戦で勝つたり負けたりすることや、戦死したり逃亡したりする者もあり、それを賞罰の対象として破格に昇任する者や降格する者もあり、吏部人事は平時と異なる様相を示していた。特にこの乱平定の渦中にあつた曾国藩・胡林

翼・李鴻章等の督撫の発言権は大であった。これに対して京官の蔣の進言は、戦時下といつても平時の人事の範囲を越えない様に上奏したのである。但し蔣は曾・胡の功績は認めざるを得ず、彼等の破格の人事については一言もふれていない。但し曾の故郷の友人であつた劉蓉に関する人事を暗に索制したものと思われる。當時中央官庁の吏部人事を担当していたのは、吏部尚書瑞常であつたが、枢廷の首脳は、恭親王・文慶・文祥・倭仁・李棠階といった人物であり、彼等は曾国藩・胡林翼・駱秉章といった督撫に対する信頼は大変厚かつたのである。

ところでこの軍興人事に関する問題については、先述したように蔣はそれが用人・吏治を妨げる要因ともなつてゐるという進言であつたが、これについては、同治十二年王凱泰が

開捐以後、花様繁縝、軍功の保舉に於て、捐例花様を藉りて、以て先を争い後を恐る。各項の保舉、又軍功名目を襲い、以て紛して沓來に至る。名器の濫、今に至り、已に極まれり。⁽⁴⁹⁾とあり、捐例が軍功保舉に利用されて、それが名器の濫にまでなつてゐると、この点では蔣同様の認識である。但同年曾国藩の門生であつた薛福成が「選舉論」の中で

今世人才の進、考試勞績捐納の三端に外ならず。勞績尤も著き者は軍功と曰う。而して軍功捐納、頗る時論の譽り譽る所と為る。惟だ考試に正途の目有り。翰林尤も正途の上選なり。胡公編修を以て降調家居す。幸いに捐納を藉りて、再び進用を得。李公編修を以て崎嶇十年なり。繼いて曾文正公の幕府に入る。累ねて兵を知るを以て保薦せられ、始めて道員より巡撫に超擢するも、亦軍功に藉ること無きこと能はず。惟だ曾公已に検討由り仕して侍郎に至る。然して其後奉諱家居す。起兵討賊も亦軍功因り始まり、大用を獲たり。否されば則ち京員を以て、老いる耳。軍功捐納の詎病を蒙るるを以て、而して三公其の藩に涉るを免れず。蓋し賢豪応運、抑遏すべからず。何塗に論ずる無く、必ず之に由りて以て進む也。⁽⁵⁰⁾

とのべ、軍功・捐納人事が批判されているが、中興の名

臣、曾国藩、胡林翼、李鴻章はいずれもそれによつて昇

進し、國家秩序の安定に貢献した者であり、そのことだけでもつて、批判することは妥当でないといふ。この三公だけでなく、江忠源・羅沢南・李統宜・李統寶・左宗棠・曾国荃・彭玉麟等も軍功によつて昇進した人物である。それに引きかえ乾隆以後の小楷試帖は、咸豐初年に弊が救うべからざるに至つてはいると科試こそ問題があるといふ。薛は更に論を進めて、この際選舉における一切

の成法を変更して、策論・掌故・律令を以て制芸・律賦・試帖に代えて、眞の賢才を選ぶべきだともいうのである。この科試改革に対する薛の構想は、既に嘉慶・道光年間に包世臣にとつても提倡されてはいたが、これが本格的な議題となるのは、同治を終へて光緒年間に入ってからであつた。但、軍功・捐納人事が批判されながらも、それが廢止に至らなかつたのは、その取士の手段よりも行政官が賢才であることが求められていたことと、正にその賢才を代表する曾国藩・李鴻章が中央・地方行政に於いて重要な役割を占めるに至つたことが背景となつてゐる。

七 軍餉と軍制

次に蔣があげた「軍実を籌る」問題である。蔣は太平天国軍が粵（廣東・廣西）から楚（湖北・湖南）・吳（江蘇）・浙（浙江）・閩（福建）・豫（河南）・蜀（四川）・燕（河北）・齊（山東）とほとんど全土に及んでいる現状からみて、その対策として王陽明が宸濠を倉猝の間に平定した策を参考として早急に制を定め、大県は勇四百人、小県は勇三百人を養い、兵餉は完善の区では正供の外に

接糧酌派し、殘破の区は正供の額を観て、其人を養うに足る分だけ徵収するが、一切の勧捐・抽釐は停止する。勇については本県の良民を募り、本県の官が之を領し、本地の紳耆が糧餉を掌さざるようにする。一県事有らば、數県の勇が之に赴く。その際牧令（州県官）が各部隊の將軍となり、道府（道員・知府）が帥となる。一郡事有らば、数郡の勇が之に赴く。その際道府が將軍となり督撫が帥となる。このようにすれば毎省二、三万人を酌すことができ、兵も餉も外求しなくてもよいようになるとのべている。

此法若し行へば、並びに漸く無用の兵を裁し、有用の勇に移養すべく、正額一分の錢糧を分ち、即ちに税外一分の加派を寬む可く、其の利変じて而して窮まり無く、其の效久しうとして滋よ大なり。

とあり、乱鎮定策を呈示する。その上で督撫に其の人を不得ないところに問題があるのであって、督撫がよく属員を選択し、変通鼓舞すれば一人を用いて一省を安んずることができるというのである。これに対して諭旨は、蔣の提案を示した後で、この辦法に窒礙があるか無いか、一律に通行すべきか否かは、各省督撫が地方の情形に就いて利弊を斟酌し、悉心妄議県奏せよと命じている。

これを受けて、湖北巡撫嚴樹森は、この辦法は明臣王守仁（陽明）の民兵を選練する法に倣つたものであり、今この古の法を行なうことは暴であるという。

糧を派して以て勇を養はんと欲するも、終に利少くして而して害多きことを恐る。伏して思ふに州県の治は、養勇に在らず。誠に牧令をして己を潔くし公を奉じ、民を愛すること子の如く、平時に以て其心を固結し、警を闇かば必ず敵愾するに有り。一州の民、皆な勇と為るに足れば、安んぞ此れ數万人在らん哉。⁵⁴⁾

とのべ、皇上が督撫を責成し、牧令を慎選し、守土皆な賢であれば、地方生事に至らない。その後将材に留意して重任を委⁵⁵⁾かせ、營哨を督率し、勇丁を揃選し、実力訓練すれば、どこかで警があつても、即ちに往きて迎勦すると、蔣の案は机上の空論であり、事実は賢なる牧令を選任し事に当らせることこそ肝要であるというのである。その不利の理由に、糧餉を紳耆に責し、兵權を牧令に責すれば、公正の官紳であつては固より能く相助ける理と為るも、設し劣紳汚吏が有つて朋比奸と為さば、餉が私囊に入り、兵存空籍、緩急仍お恃むに足らないことになる点をあげているが、ここには兵勇と糧餉を分離することに難色を示していることがみえている。恐らくこの嚴

樹森の反論に、他省の督撫もほぼ同意見であったと思われる。

おわりに

以上同治内政について、その初年に蔣琦齡が提示した中興策を焦点としてのべてきた。これを契機として河南道監察御史曾協均、廩貢生黎庶昌等の中興策⁽⁵⁾もあり、これらの方策を受けて清廷では、それを地方督撫に検討させたものもある。蔣の中興策のうち特に民隠、吏治、用人に係わる問題は、同治期を通じて議論の対象となつてい

た。民隠は民生の安定による郷村の再興にとって緊急の課題であり、それを可能にするのは地方官の行政能力であるが、その地方官を選任する方法として正途を重視し、捐班・軍功を過大評価する事には批判的であるのが蔣の策であったが、當時地方行政を担つていた督撫層は、捐班・軍功でも地方の安定をもたらす人材を寧ろ評価する考え方であり、蔣など京官の策には必ずしも賛同しなかつた。この督撫の頂点に太平天国・捻軍鎮圧に功劳のあった曾国藩・李鴻章がいたのであるから、その意向が行政に反映したのである。それをこの小論では劉蓉の昇

進に異議をとなえた蔣稀齡・蔡壽祺の意見がほごにされた点にみたのである。但、蔣の策のうち民隠に係わる点として指摘された釐金・勸捐については、その廃止を求める世論もあり、これが民生だけでなく国用（財政）にも係わっているとすれば、その対策を講ずる必要がある。曾國藩が江浙の重賦を減じたのも、地域の要望に答えたものであり、勸捐・釐金も減少する方向を取つたのである。同治内政が次の光緒期にどのように受けつがれていたかということについては、次なる課題である。

注

(1) 黄鴻壽著『清史紀事本末（下）』卷五十「同治中興」
参照。

(2) 『道咸同光四朝奏議』第五冊 故宮博物院清代史料叢書（台灣商務印書館、一九七〇）所収、
蔡壽祺「天象示儆臚陳管見疏」同治四年。

(3) 李細珠著『晚清保守思想的原型、倭仁研究』（社会科学院文献出版社 二〇〇〇年）「第四章 一代理學名臣第五節 在慈禧與奕訢政爭中」参照。

(4) 『大清十朝聖訓 穆宗毅皇帝(2)』卷五十四「同治四年三月辛亥之條」（文海出版社）。

(5) 韋政通著『中国十九世紀思想(1)』中編「第九章 劉

蓉」（東大図書公司、民国八年）参照。

(6) (2) の著、第四冊 所収、

蒋琦齡「中興十二策疏」同治元年。

(7) (4) の著「同治四年七月壬午の条、

『清史稿』卷四百二十五、劉蓉の伝に「陝甘總督楊岳

斌疏言、陝西士民為訴枉乞留、詔蓉仍署巡撫」とあり、

陝西士民の留任要請もあり、留任となつた。

(8) 『曾文正公書札』卷二五 参照。陳蔡とは内閣侍読学

士陳廷経と蔡寿祺のこと。

尚 (5) の著の中で、陸宝干著「劉蓉年譜」（中央研

究院近代史研究所 一九七九）に曾国藩の書の中にみ

える某公とは倭仁を指しているとある。

(9) (3) の著で、著者は「翁同龢日記」第二冊 七九八

頁にある清流という言葉を引用してこれが清流又は清

議という要語の始まりであるとのべている。日記には

「枢廷見起の時、又力めて良老を詆る。意は清流を排

撃するに在りて、畏る可き也」とある。

(10) (5) の著「中編 第八章曾国藩 第四節 曾国藩的

學養」に、唐鑑の学の説明あり。それによると唐鑑は

程朱の学を宗とし、経済の学を主張したが、唐はそれ

を義理の内に在るとみたのに対し、曾は経済・義理・

辞章・考據を含めて礼学とした点に特色がある。この

点では倭仁も同様な思想をもつていていたと思われる。

(3) の著「第四章 一代理学名臣、第四節 大學士

管理戸部事務」参照。

(2) の著 第四冊 所収 倭仁等「議復減蘇松漕額

疏」同治二年 上奏あり。

(12) (2) の著 第五冊 所収 曾国藩「請敕中外會議勦

捻事宜疏」同治四年。李鴻章「覆陳河洛勦情形疏」

同治四年。

(13) 抽著「中國近代政治思想史概説」（汲古書院 一九九

三年）「第二章、第二節(3) 太平天国運動と捻軍」参

照。

(14) 抽著「清代の政治と文化」（朋友書店 一〇〇二年）

「第二部 第二章 文人王韜に關する一考察、一、開

港後の清朝の文教政策」に、恭親王と倭仁の論争 そ

の後李鴻章によって西洋研究が進められた点を明らか

にした。

(15) (2) の著 第五冊 所収、倭仁「請龍同文館疏」同

治二年。

(16) (3) の著「第四章 一代理学名臣 第六節 同文館

之爭的主角」参照。

(17) (3) の著「第四章、第七節 対天津教案の關注」参

照。

(18) (6) と同じ。

(19) (6) と同じ。「以程朱為歸。於是正學昌明、國運隆

盛、人材輩出、流風餘韻、至今賴之。……然則欲正人

心、厚風俗、以開太平、非崇正學、以興教化不能也。

則蓋不仰法聖祖、提倡宗風、退孔鄭而進程朱、賤考據、

而崇理學。今世之能為宋學著、如倭仁・李秉階、已属

碩果之餘、宜降以師儒之任、責以教育之事」とある。

(20) 抽著 (13) の書「第二章 第二次阿片戦争と太平天国

運動、第三章 洋務運動期における外交と内政」参照。

ここで筆者は、釐金は最初兵餉捻出のため実施されたものであるが、後李鴻章はそれを捻軍の兵餉や近代企業創設の費用として利用したこと、また捐納も強制賦課されるようになったので、抽釐と勸捐の抑制を要望する上奏も多くみられるようになった点を指摘した。

(6) と同じ。

(21)
(22)

右に同じ。

(23)

『大清穆宗毅皇帝実録(一)』卷二十二、「同治元年 三月 辛丑の条 (台灣華文書局總發行)。

(24)

(2) の著 第五冊 王堃「請定外吏津貼公費疏」同治八年。

(25)

右に同じ。
(2) の著 第六冊 吳鴻恩「敬獻芻蕘疏」同治十二年。
右に同じ。

(27)

右に同じ。

(28)

佐伯富『中國史研究 第三』東洋史研究叢刊二十一之三、(同朋舎 昭和五十二年) 所収、「清代雍正朝における養廉銀の研究—地方財政の成立をめぐって」参照。

(29)

(6) に同じ。「至於京官之羨外官、正所謂好官不過多得錢、而以今之外官論、則無一応得之錢、然終於羨之者、豈人人思為貪墨哉、則以外官有相沿不除之陋規也。陋規之大端、惟州縣徵收錢糧、平餘折色、浮取於民」とある。(28) の著に平餘銀とは純然たる贏餘であり、從来は礼金として授与された規礼のことであり、胥吏の取得分となっていたものとある。

(30) 右に同じ。

(31)

(23) と同じ。(28) の著に清末になると財政の不如意から、この養廉銀さえ、支給を停止したり、減額されるようになっていたが、太平天国乱後それを旧に復する案が浮上してくる過程をのべている。ここで著者は蔣の十二策を例にあげて養廉銀の裁撤を思い止るよう上請したとあるが、これは当局の裁断であった。

(32)

(2) の著、第五冊 丁日昌「條陳力戒因循疏」同治八年。

(33)

(2) の著 第六冊 王凱泰「応詔陳言疏」同治十二年。

(34)

右に同じ。

(35)

外重内輕とは、外官が重く内官が軽いという事で、これは俸給のことを言っている。(6) の著で蔣稀齡はこの問題をとりあげ、「緣京官俸入太微、不能自給。於是垂涎外用、日久成風氣」という。ここで蔣は漢唐より元明までは類ね重内輕外であったとし、漢の汲黯や唐の班景倩の例をあげて説明している。この議論はその後もとりあげられているが、特に曾国藩の幕友であつた薛福成が光緒元年「応詔陳言疏」治平六策で蔣と同様の策を進言している。

(36)

(6) の著、蔣の中興十二策。

(37)

右に同じ。

(38)

右に同じ。

(39)

(23) と同じ。「又諭前因祁舊藻・景其濬、先後奏請疏通正途、以清吏治、當經降旨、交吏部議奏。嗣據該部

奏請酌量變通辦理、已依議行矣。茲據蔣琦齡奏捐班軍功、妨礙正途、覩列近日情形、請飾變通辦理等語。」

(23) に同じ。

(32) に同じ。

(33) に同じ。

(34) に同じ。

(35) に同じ。

(36) に同じ。

(40) (39) (38) (37) (36) (35) (34) (33) (32) (31) (30) (29) (28) (27) (26) (25) (24) (23) (22) (21) (20) (19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1)

知、不次超擢、原與各路軍營、濫保驟進者不同。……所有駕乘章代劉蓉陳情乞退之處、著母庸議。劉蓉惟當如常供職、盡心地方公事、以圖報稱勉為名臣、固不必務退讓之虛文也、欽之。」

(49) (48) (50) (51) (52) (53) (54) (55)

薛福成『庸庵文外編』卷一、所収「選舉論」下 癸酉
(同治十二年)。

拙著『清代政治思想と阿片戦争』所収「包世臣の経世思想」(同朋舎出版、一九九五)。

(6) に同じ。

(23) に同じ。

『劉中丞(霞仙)奏疏』近代中國史料叢刊第二十七輯
(文海出版社)卷一「懇情乞退疏」同治元年八月十四
日の項に「藩司懇情乞退、據實代奏一摺、據稱四川布
政使劉蓉……因見蔣琦齡所陳中興十二策中、有慎名器
一條、益為愧悚、請立賜罷黜、代為陳奏各等語。劉蓉
以湘楚諸生、迭經胡林翼、骆秉章保奏、受兩朝特達之

(2) の著 第四冊 曾協均「敬陳管見疏」、黎庶昌
「條陳時事疏」同治元年。